

令和7年度宮崎県森林審議会

日時：令和7年12月15日（月）
13:30～16:00
場所：宮崎県庁本館講堂

次 第

1 開 会

2 知事あいさつ

3 会長あいさつ

4 委員紹介

5 諒問

6 議事

（1）審議事項

- ・耳川地域森林計画（案）について
- ・大淀川地域森林計画の変更（案）について
- ・第八次宮崎県森林・林業長期計画（改定計画）（案）について

（2）報告事項

- ・第八次森林・林業長期計画に基づく令和6年度の取組について

7 閉 会

配付資料

会次第：審議会次第、委員名簿、審議会規則、諒問書（写）

資料1：概要説明資料（耳川地域森林計画（案）及び大淀川地域森林計画変更計画（案））

資料2：耳川地域森林計画（案）

資料3：大淀川地域森林計画変更計画（案）

資料4：概要説明資料（第八次宮崎県森林・林業長期計画（改定計画）（案））について

資料5：第八次宮崎県森林・林業長期計画（改定計画）（案）

資料6：長期計画部会概要報告

資料7：第八次森林・林業長期計画に基づく令和6年度の取組について

宮崎県森林審議会委員

(令和6年3月1日～令和8年2月28日)

氏名	所属等	部会	備考
おがた ゆきこ 緒方 由紀子	宮崎県環境保全アドバイザー		
おまえ けいこ 尾前 慶子	耳川広域森林組合椎葉支所		
かわぐち 川口 さおり	建築士	森林保全	
くろだ まほ 黒田 真峰	ヤマサンツリーファーム	長期計画	
こだま かんたろう 児玉 寛太郎	公募委員	長期計画	
さとう みつぐ 佐藤 貢	宮崎県町村会会长	長期計画	
しみず おさむ 清水 収	宮崎大学農学部教授	森林保全	部会長
とやま まさし 外山 正志	宮崎県木材協同組合連合会会长	長期計画	
ながとも みきお 長友 幹雄	宮崎県森林組合連合会代表理事長	森林保全 長期計画	
ふじかけ いちろう 藤掛 一郎	宮崎大学農学部教授	森林保全 長期計画	会長
ほしはら とおる 星原 透	公益社団法人宮崎県森林林業協会会长		
まえだ しょういち 前田 正一	宮崎県造林素材生産事業協同組合理事長	長期計画	
みつだ やすし 光田 靖	宮崎大学農学部教授	長期計画	部会長
やまぐち てるふみ 山口 輝文	宮崎森林管理署長	森林保全	
よこやま じゅんこ 横山 純子	NPO 法人子どもの森 理事		

※五十音順

森林保全部会

氏名	所属等	備考
川口 さおり	建築士	
清水 収	宮崎大学農学部教授	部会長
長友 幹雄	宮崎県森林組合連合会代表理事長	
藤掛 一郎	宮崎大学農学部教授	
山口 輝文	宮崎森林管理署長	

※五十音順

長期計画部会

氏名	所属等	備考
黒田 真峰	ヤマサンツリーファーム	
児玉 寛太郎	公募委員	
佐藤 貢	宮崎県町村会会长	
外山 正志	宮崎県木材協同組合連合会会长	
長友 幹雄	宮崎県森林組合連合会代表理事長	
藤掛 一郎	宮崎大学農学部教授	
前田 正一	宮崎県造林素材生産事業協同組合理事長	
光田 靖	宮崎大学農学部教授	部会長

※五十音順

○宮崎県森林審議会運営規則

昭和50年2月8日規則第4号

宮崎県森林審議会運営規則をここに公布する。

(趣旨)

第1条 この規則は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）に定めるもののほか、宮崎県森林審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会に、法第5条第5項の規定による地域森林計画の変更、法第10条の2の規定による開発行為の許可及び法第26条の2第1項又は第2項の規定による保安林の指定の解除並びに森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3第1項の森林病害虫等の薬剤による防除の実施に関する基準、同法第7条の5第1項の規定による高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定、同法第7条の6第1項の樹種転換促進指針並びに同法第7条の9第1項の地区防除指針について意見を聴くための森林保全部会並びに県の森林及び林業行政に関する長期計画について意見を聴くための長期計画部会（以下これらを「部会」という。）を置くことができる。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

5 部会長は、部会の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

6 前条第2項及び第3項の規定は、部会について準用する。

7 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境森林部環境森林課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年12月9日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年4月19日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年10月13日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年2月16日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年4月28日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月30日規則第33号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月27日規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。